

愛玩動物看護師法施行規則案の概要について

令和 3 年 8 月
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 背景・趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）の施行に伴い、愛玩動物看護師免許の申請等の免許に係る事項及び愛玩動物看護師国家試験の試験科目等の試験に係る事項その他の事項を定める標記省令を制定することとする。

2. 省令案の内容

(1) 法第 4 条第 3 号の農林水産省令・環境省令で定める者

法第 4 条第 3 号の農林水産省令・環境省令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- イ) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ) 上肢の機能の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者

(2) 障害を補う手段等の考慮

農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の免許（以下「免許」という。）の申請を行った者が(1)に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならないこととする。

(3) 免許の申請

- ① 免許を受けようとする者は、申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。
 - イ) 愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）の合格証書の写し
 - ロ) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 5 号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）を記載したものに限り、(8)②において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。(8)②において同じ。）
 - ハ) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

- ③ 申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、(3)②イ)の書類の添付を省略することができることとする。

(4) 名簿の登録事項

愛玩動物看護師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録することとする。

- イ) 登録番号及び登録年月日
- ロ) 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- ハ) 試験合格の年月
- ニ) 免許の取消し又は名称の使用の停止の処分に関する事項
- ホ) 再免許の場合には、その旨
- ヘ) 愛玩動物看護師免許証（以下「免許証」という。）若しくは愛玩動物看護師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- ト) 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(5) 名簿の訂正

- ① 愛玩動物看護師は、(4)ロ)の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならないこととする。
- ② 申請は、申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。（7）②において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならないこととする。

(6) 登録の消除

- ① 名簿の登録の消除の申請をしようとする者は、申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 愛玩動物看護師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならないこととする。
- ③ ②の申請は、申請書に、当該愛玩動物看護師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添えてしなければならないこととする。

(7) 免許証の書換交付申請

- ① 愛玩動物看護師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができることとする。
- ② 申請は、申請書に、免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならないこととする。

(8) 免許証の再交付申請

- ① 愛玩動物看護師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができることとする。
- ② 申請は、申請書に、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添え、これを農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならないこととする。
- ③ 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した愛玩動物看護師が申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添えなければならないこととする。
- ④ 愛玩動物看護師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならないこととする。

(9) 免許証又は免許証明書の返納

- ① 愛玩動物看護師は、名簿の登録の削除を申請するときは、免許証又は免許証明書を農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならないこととする。(6)②により名簿の登録の削除を申請する者についても、同様とする。
- ② 愛玩動物看護師は、免許を取り消されたときは、5日以内に、免許証又は免許証明書を農林水産大臣及び環境大臣に返納しなければならないこととする。

(10) 登録免許税及び手数料の納付

- ① (3)①又は(5)②の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙を貼らなければならないこととする。
- ② (8)②の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならないこととする。

(11) 規定の適用等

- ① 法第12条に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う場合における必要な読替規定を措置することとする。
- ② 指定登録機関が愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う場合においては、(10)は適用しないこととする。

(12) 試験科目

試験の科目は、次のとおりとする。

- イ) 基礎動物学
- ロ) 基礎動物看護学
- ハ) 臨床動物看護学
- ニ) 愛護・適正飼養学

(13) 試験施行期日等の公告

試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告することとする。

(14) 試験の方法

試験は、筆記の方法により行うこととする。

(15) 受験資格の認定申請

法第 31 条第 3 号の規定による農林水産大臣及び環境大臣の認定を受けようとする者は、申請書に、外国の法第 2 条第 2 項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者であることを証する書類その他の必要な書類を添えて、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。

(16) 受験の手続

- ① 試験を受けようとする者は、受験願書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 受験願書には、法第 31 条各号又は法附則第 2 条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えなければならないこととする。

(17) 手数料の納入方法

出願をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼らなければならないこととする。

(18) 合格証書の交付

農林水産大臣及び環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(19) 規定の適用等

- ① 法第 34 条第 1 項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における必要な読替規定を措置することとする。
- ② 指定試験機関が試験の実施に関する事務を行う場合においては、(17)は適用しないこととする。

(20) その他

- ① 施行期日
この省令は、法の施行の日（令和 4 年 5 月 1 日）から施行することとする。
- ② 施行前の準備
 - イ) 農林水産大臣及び環境大臣は、この省令の施行前においても、法附則第 2 条第 1 号及び第 3 条第 2 項に規定する講習会を指定することができることとする。
 - ロ) イ) により指定された講習会は、この省令の施行の日において法附則第 2 条第 1 号及び第 3 条第 2 項に規定により指定されたものとみなすこととする。
- ③ 予備試験に係る受験手続
 - イ) 愛玩動物看護師国家試験予備試験を受けようとする者は、受験願書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならないこととする。
 - ロ) 受験願書には、次に掲げる書類を添えなければならないこととする。
 - i 法附則第 3 条第 2 項の講習会の課程を修了したことを証する書類
 - ii 法第 2 条第 2 項に規定する業務（診療の補助を除く。）を 5 年以上業として行っ

ていたことを証する書類又は同項に規定する農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等の経験を有すると認められた者であることを証する書類

- iii (12)から(14)まで及び(17)から(19)までについては、愛玩動物看護師国家試験予備試験について準用することとする。